

## 令和3年度鹿屋市立吾平中学校の部活動方針

### はじめに

- 学校の部活動は、スポーツ及び芸術文化等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ及び芸術文化等の振興を大きく支えてきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- 一方、学校における部活動の運営体制の維持や生徒の心身への影響、教職員の業務負担など次のような課題もあり持続可能な部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。
  - 1 少子化が進展する中、従前と同様の学校職員だけの運営体制では、維持は難しくなり、学校によっては存続の危機にある。
  - 2 長時間の練習は、精神的・体力的な負担を伴うことや睡眠不足に伴う授業への影響などが懸念される。また、過度な運動によってスポーツ障害・外傷のリスクが高まる。
  - 3 本校の部活動顧問は、競技経験のない教員の割合が全国平均より高い。
  - 4 本校職員は、正規の勤務時間以外に部活動にかける時間の割合が高い傾向から、部活動に係る勤務状況を改善する必要がある。
  - 5 国において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会へ引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規定した。

### 基本的な考え方

- 鹿屋市立吾平中学校部活動方針（以下「本方針」という。）は、スポーツ庁及び文化庁が策定したガイドライン並びに県が策定した部活動の方針及び提言を参考にするとともに、鹿屋市部活動の在り方に関する方針（以下「鹿屋市部活動ガイドライン」という。）に則り策定した。
- 本方針は、生徒にとって望ましいスポーツ及び芸術文化等の環境を構築する観点に立つことに加え、部活動にかかる教職員の負担軽減を図ることを目指し、次の5つの視点から学校及び部活動の指導者が取り組むべきことを示した。
  - 1 適切な運営のための体制整備
  - 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
  - 3 適切な休養日等の設定
  - 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
  - 5 学校単位で参加する大会等の見直し
- 本方針が示す取組については、保護者や地域等の理解と協力を得ながら推進する。
- 本方針は、国及び県、市の動向並びに取組状況の実態等に基づき今後も充実を図っていく。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動方針等の策定

ア 校長は、鹿屋市部活動ガイドラインに則り、毎年度、本方針を策定する。

また、本方針及び年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）をPTAで説明したり、学校のホームページの掲載等により公表する。

イ 部活動顧問は、本方針に則り、鹿屋市教育委員会が示す様式（様式1，様式2）を活用して活動計画等を作成し、校長に提出する。なお、計画に変更がある場合は、速やかに届ける。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 生徒や教員の数、外部指導者等の活用状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消の観点から、持続可能な部活動を実施できるよう、本校の実情に即した部活動数を定める。

#### 【部員数の少ない部等への対応】

新入生の加入者が2年連続なく、各部において次の状況下となった場合、新1年生の入部案内を停止し、休部または廃部とする。

| 部活動名        | 活動の状況  |
|-------------|--|
| 陸上          | リレーのチーム編成が困難で、中体連大会への出場が2年連続、個人種目の場合                               |
| 軟式野球        | 単一のチーム編成が困難で、中体連大会への出場が2年連続、近隣校との合同チームの場合                          |
| サッカー        |  |
| バレーボール(男・女) |  |
| 卓球          | 団体(4単1複方式：6人、最低4人)の編成が困難で、中体連大会への出場が2年連続、個人戦のみの場合                  |
| ソフトテニス      | 団体(3ペア、最低2ペア)の編成が困難で、中体連大会への出場が2年連続、個人戦(1ペア)のみの場合                  |
| 空手道         | 団体形競技(3人)または団体組手競技(3人、最低2人)への編成が困難で、中体連大会への出場が2年連続、個人形または個人組手のみの場合 |
| 吹奏楽         | アンサンブル等の編成が困難で、県コンクール等への出場が著しく困難な場合                                |

※ 県中学校総合体育大会における複数校合同チーム編成規定

個人種目のない8競技とし、それぞれの競技の最低出場人数に満たない場合のみ

バスケットボール(5) サッカー(11) バレーボール(6) ハンドボール(7)

軟式野球(9) ソフトボール(9) ラグビーフットボール(12) ホッケー(6)

- ・ 個人の部のみで大会出場する競技において、地域に活動の場が確保できる場合は、創部しない。ただし、中体連主催及び学校名を使用できる大会への出場に関し、学校職員が引率する。
- ・ 休部中又は新設の部活動への加入に関し要望がある場合は、持続可能の有無を検証したうえで、開設の有無を判断する。

イ 校長は、部活動顧問一人だけに負担が偏らないように、外部指導者等の活用も含め、正顧問及び副顧問の指導体制とする。

カ 校長は、各部活動の活動計画及び活動実績を確認し、適宜、指導・是正を行うとともに、鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例等について周知し、適切な運用に努める。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

- ア 校長は、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取る必要があること、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解して指導する。
- ウ 部活動の指導者は、体罰及びハラスメントによらない指導を徹底する。
- エ 部活動の指導者は、生徒の体力及び芸術文化等の能力を向上させながら、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が意欲や気力を失うことなく、それぞれの目標を達成できるよう指導する。
- オ 部活動の指導者は、目先の勝敗や技能向上、行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、一人一人の発育段階や体力や技能の程度を考慮するとともに、性別や障害の有無等にかかわらず、スポーツや芸術文化等の多様な楽しみ方ができるよう配慮をする。
- カ 部活動の指導者は、生徒主体のキャプテン会議や部活動ごとのミーティングを定期的に設けるなど生徒の主体性を尊重し、生徒とともに学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。
- キ 部活動の指導者は、部活動のリーダー等に対し、安全面や合理的な練習方法等について十分指導し、生徒の自主的な運営を促進する。

### (2) 部活動に関する指導の手引の活用

- 部活動の指導者は、中央競技団体や各分野の関係団体等が作成する部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引等を活用して適切な指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

### (1) 休養日等の設定

- ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。
  - (ア) 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
  - (イ) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。その際、生徒の疲労回復や規則的な生活等に配慮する。
- イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。  
ただし、原則、週末及び年末年始休暇は、休養日とする。
- ウ 生徒や指導者が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中、「リフレッシュウィーク」（8月11日～17日）に、ある程度の休養期間（オフシーズン）とする。
- エ 定時退校日や学校閉庁日等は、原則、休養日とする。

## (2) 活動時間の設定

ア 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 活動中の事故や熱中症を防ぐために、一人一人の体力や健康状態、練習内容、環境条件を考慮して、活動を行う。

## 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた活動の場の確保

ア 校長及び部活動の指導者は、部員数の減少等に伴い、大会等に出場する人数を満たさなくなった場合は、生徒の活動機会が損なわれることのないよう、複数校合同チームや合同練習などの取組について近隣校と連携を図る。

イ 校長及び部活動の指導者は、設置していない部活動の大会等への参加を希望する生徒については、保護者等と連携を図り、出場機会が損なわれることがないように努める。

### (2) 地域等との連携

ア 校長は、競技団体や地域と連携し、外部指導者等の確保に努める。

イ 校長は、地域スポーツクラブや民間のスポーツクラブ等、地域等との連携に努める。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

### (1) 参加する大会等

各部活動における各種大会や地域の行事、催し等への参加については、全体的に縮減を図ることとし、現状を踏まえ下記の目安とする。

○ 土日及び休日、平日を問わず、すべての大会等への参加は、原則として最大12回とする。なお、中学校体育連盟の大会(地区・新人)、地区や県、九州の代表として上位大会に参加する場合は含まないものとする。

※ 予選を経て上位大会につながる一連の大会については、1大会とする。

※ リーグ戦については、1大会とする。

### (2) 留意事項

ア 参加回数が大きく上回っている部活動については、当分の間、実情に応じて縮減を図り、目安の達成に努める。

イ 部活動の指導者は、生徒や自身の過度な負担とならないよう計画的な大会等への参加に努める。